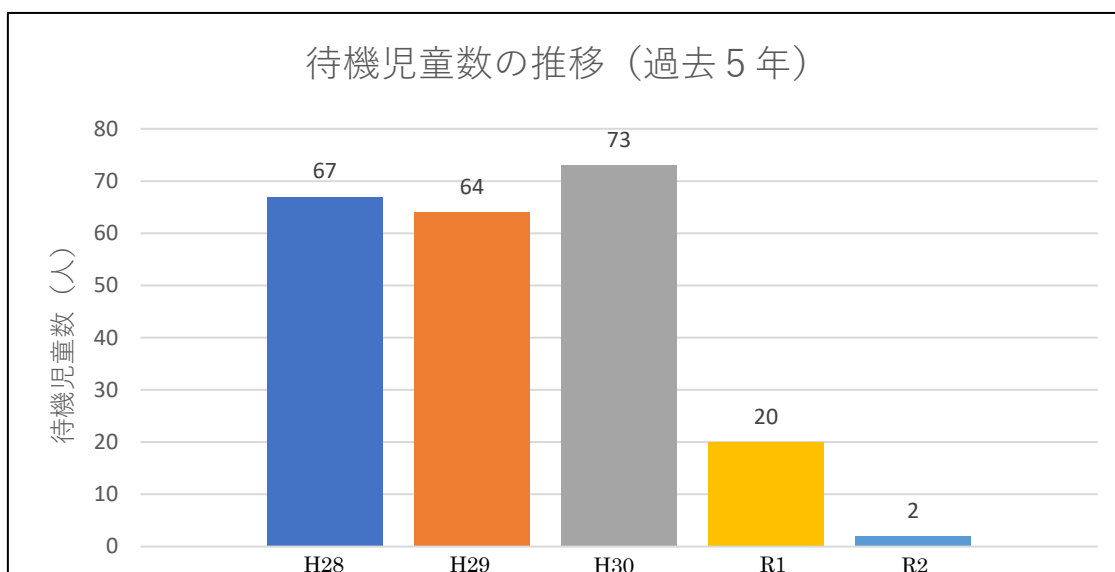


民間保育所等整備補助金に係る市単独補助について

◆民間保育所の整備において交付する保育所等整備補助金について、国制度に基づく、国、市の負担分とは別に交付する市の単独補助について、今後の補助の継続の必要性についてご意見を伺うものです。

1. 待機児童数の推移

(各年度4月1日時点)



※平成30年度から令和元年度にかけて顕著に減少しており、令和2年度にかけても減少した。令和3年度は待機児童解消を見込んでいる。

2. 保育所等整備交付金による整備状況

年度	新築 (件)	増改築 (件)	補助金区分 (千円)		
			国	市法定	市単独
平成27年度	3	1	372,681	46,584	69,876
平成28年度	2	1	363,387	45,422	68,135
平成29年度	2	1	340,122	42,514	63,771
平成30年度	4	1	512,504	64,061	96,091
令和元年度	3	2	727,646	90,954	136,432
令和2年度 (予定)	0	2	64,408	8,050	12,075
令和3年度 (予定)	1	0	19,257	2,407	3,610

※新築及び増改築の件数は、2か年計画の事業も含むため延べ件数を計上。
 ※令和3年度の補助金整備は幼稚園から認定こども園へ移行する整備を予定している。

3. 保育所等整備補助金の補助内訳について

補助金種別	補助割合	補助内容
国補助	2 / 3	保育所等の新設、改造等に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の2 / 3を国庫補助金により補助
市補助	1 / 1 2	保育所等の新設、改造等に要する経費の一部を補助するもので、補助対象経費の1 / 1 2を補助
市単独補助	1 / 8	上記では、補助対象経費全体から国補助額及び市補助額を除いた残り1 / 4を事業者負担としているが、その1 / 2を市が単独で補助金を交付

※国補助 2 / 3 ・市補助 1 / 1 2 : 国の保育所等整備交付金交付要綱に基づく補助
 市単独補助 1 / 8 : 川越市民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱に基づく補助

4. 市単独補助の目的

待機児童対策について、民間保育所の整備を中心に定員数の拡大を図るため、早期に民間保育施設の整備が行えるよう、本市独自の補助制度を設け、市単独補助金を交付。

5. 市単独補助継続の必要性の検討

子ども・子育て支援事業計画による今後の量の見込みについては、令和2年度をピークに、その後は減少していくことを想定している。

令和2年度については、計画でも整備を予定していたC地区^(注1)とD地区^(注2)に各1箇所ずつ、計2箇所に待機児童数・保留児童数が多くみられる低年齢児の定員数拡大を図るため、地域型保育事業所^(注3)の整備事業者の募集を行い、大東地区と霞ヶ関地区で整備を進めている。整備にあたっては補助金の交付はせず、事業者の

自主財源での整備を実施。

令和3年度の整備では、令和2年度にピークを迎えた量の見込みに合わせて、幼稚園から移行を希望するこども園の整備のみを見込んでいる状況であり、今後については、0～5歳児を対象とした保育所（大規模園）の創設を積極的に実施していく必要性は低いと判断し、定員数の拡大を図るために民間保育施設の整備をより積極的に推進することが目的である市単独補助金については、令和2年度までで一定の役割を果たしたものとする。

〈参考〉

（注1） C地区：福原、大東地区

（注2） D地区：霞ヶ関、霞ヶ関北、名細地区

（注3） 地域型保育事業：小規模保育事業所等19名以下の定員で満3歳未満の乳幼児の保育を行う事業

6. 意見を伺う内容

今後、民間保育所の整備を行う場合においては、国補助及び市補助の活用によって整備を行うこととし、市単独補助については今年度末をもって廃止することを検討している。このことについて御意見を伺いたい。